

令和6年度中部森林管理局事業評価技術検討会（事前及び期中の評価）
議事概要

- 1 日 時：令和7年2月27日（木） 13時30分～15時25分
- 2 場 所：中部森林管理局 大会議室
- 3 出席者：事業評価技術検討会 岩永青史委員、小野裕委員、野村直行委員
中部森林管理局 森林整備部長、計画保全部長 ほか（詳細末尾）
- 4 内 容：事務局及び説明員から、今回の事業評価の対象である事前の評価（森林環境保全整備事業：2件）及び期中の評価（直轄地すべり防止事業：1件）の事業の概要・目的及び費用便益分析等の評価項目について説明を行い、これらに対し委員から意見を聴取した。主な意見・質問は以下のとおりである。

（1）事前の評価

・森林環境保全整備事業「長野県 千曲川下流森林計画区」

（委員）事業の概要・目的について、便益として計上していない信越トレイルに関する記載があるのはなぜか。

（局）当該森林計画区の特徴として記載しているためである。

（委員）新規採択チェックリスト（I必須事項）について、「間伐等の保育作業や主伐後の更新作業が必要な箇所が計画されている。」と説明されたが、本事業において主伐を行うのか。

（局）主伐は本事業の対象外であるため本事業で主伐を行うことにはならないが、別の事業として主伐は計画されている。なお、主伐後に行う地拵、植栽、下刈等については、本事業の対象である。（※）

※この回答内容には一部不正確な部分が含まれていたため、令和7年3月25日付けで、中部森林管理局から委員に対し、以下の内容に回答の訂正を行った。

全ての主伐が本事業の対象とはならないが、一部の主伐（複層林へ誘導するための主伐等）は事業計画に含まれている。なお、主伐後に行う地拵、植栽、下刈等については、本事業の対象である。

（委員）主伐の際に発生する材と利益に関して、本評価に含まれているのか。

(局) 本評価では、木材生産等便益として含まれている。

(委員) 主伐、主伐後の更新作業及び間伐を併せて行うことにより、森林が現在有している多面的機能を維持できるということか。

(局) そのとおりである。

(委員) 植栽する樹種について、主伐前と同様の樹種を植栽するのか。

(局) 基本的には主伐前と同様の樹種を植栽することになる。

(委員) 林地が適地であるか否かを勘案して植栽することだが、植栽に係る事業費は既に予算に計上されているのか。必要がなければ植栽しないこともあるのか。

(局) 植栽に係る事業費については、年度ごとに予算計上することになるが、本計画区はほぼ保安林に指定されていることもあり、主伐後は植栽を行う計画である。

・森林環境保全整備事業「岐阜県 宮・庄川森林計画区」

(委員) 新規採択チェックリストの「I 必須事項 技術的可能性が確実であること」という項目について、技術的可能性の項目でありながら間伐計画量や路網整備計画量といった量に関する説明であったが、この項目は量で判断する項目ではないと思われる。

(局) 本計画区においては、特別な技術を要する必要がなく、本事業は通常の事業と変わらない施工技術で実行可能であったことから、お示した事業量の施業の可能性について説明したところである。

(2) 期中の評価

・直轄地すべり防止事業「長野県 小塩川地区」

(委員) 3区域のうち、中洞区域及び河合区域については、長野県に移管したということなのか。また、2地区を長野県に移管後、残る小塩区域にて地すべりが活発化したということなのか。

(局) 中洞区域及び河合区域については、既に長野県に移管している。また、残る小塩区域で事業を行っていたところ、新たな地すべり変動が確認されたということである。

(委員) 今回の評価対象となる区域は、小塩区域のみということか。

(局) 評価の対象となる区域は、長野県に移管した中洞区域及び河合区域を含めた3区域全てを対象としている。

(委員) 中洞区域及び河合区域を移管しているにも関わらず、当該区域を含めて直轄事業として評価している理由はなぜか。

(局) 今回の評価は継続事業の期中評価であり、これまでに移管した区域の事業を含め、直轄地すべり防止事業として地区全体に対し評価している。

中部森林管理局出席者

森林整備部長、計画保全部長

治山課長、治山技術専門官、民有林治山係長

森林整備課長、森林整備課課長補佐、技術指導官、造林係長

企画調整課長、監査官（経常）、監査係長